

富里市農地利用効率化等支援交付金交付要綱

(令和6年3月18日告示第32号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、農地利用効率化等支援交付金実施要綱（令和4年3月30日付け3経営第3156号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、千葉県担い手確保・経営強化支援事業補助金等交付要綱（平成28年12月20日付け担い手第947号。以下「県要綱」という。）及び千葉県経営体育成支援事業実施要領（平成25年4月15日付け担い手第350号。以下「県要領」）に基づき、担い手の育成・確保の取組と農地の集積・集約化の取組を一体的かつ積極的に推進するため、経営発展に意欲的に取り組む際に必要となる農業用機械等を導入し、付加価値額の拡大等を図る地域の担い手に対して支援することを目的として、予算の範囲内において、富里市農地利用効率化等支援交付金（以下「交付金」という。）を交付することに関し、実施要綱、県要綱、県要領及び富里市補助金等交付規則（平成19年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(経費及び交付率)

第2条 事業の区分、経費、事業実施主体及びこれに対する交付率は、県要領別表1に定めるところによる。

(交付対象者)

第3条 交付金の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、市内に住所を有する個人又は主たる事務所を市内に有する法人その他の団体（市内に法人の設立・設置届出書を提出している者に限る。）の役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。）とする。

2 県要領別表1に掲げる各事業の経費は、相互間における流用をしてはならない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付の対象とならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員等が指定した者に対して行う、金品その他財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
(交付の申請)

第4条 規則第5条の規定により、交付金の交付の申請をしようとする者（以下「交付申請者」という。）は、富里市農地利用効率化等支援交付金交付申請書（別記第1号様式。以下「交付申請書」という。）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 交付申請者は、前項の規定による交付申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額（交付金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に県要領別表1に定める交付金の額を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の申請について、その内容を審査し、適当であると認めるときは、富里市農地利用効率化等支援交付金交付決定通知書（別記第2号様式）により交付申請者に通知するものとする。ただし、交付金の交付の目的を達するため必要があるときは、規則第7条の規定により条件を付するものとする。

(着工)

第6条 事業の着工は、原則として前条の交付の決定に基づき行うものとする。

2 交付申請者は、事業に着工したときは、速やかに富里市農地利用効率化等支援交付金着工届（別記第3号様式）を市長に届け出るものとする。

3 前項の規定にかかわらず、交付申請者が交付決定前に着工する場合は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを明らかにした上で、富里市農地利用効率化等支援交付金交付決定前着工届（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（事業内容の変更等）

第7条 交付金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付金の交付の決定について規則第7条第1項第1号又は第3号に規定する条件を付された場合に、当該各号の承認を受けようとするときは、富里市農地利用効率化等支援交付金変更（中止・廃止）承認申請書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、事業の内容の変更等を承認したとき、又は承認しないことを決定したときは、富里市農地利用効率化等支援交付金変更（中止・廃止）承認通知書（別記第6号様式）を交付決定者に通知するものとする。

（事業遂行状況の報告）

第8条 市長は、規則第12条の規定により、交付決定者に対し、必要があると認められるときは、富里市農地利用効率化等支援交付金遂行状況報告書（別記第7号様式）によって、報告を求めることができる。

（完了届）

第9条 交付決定者は、事業が完了した場合には、速やかにその旨を富里市農地利用効率化等支援交付金完了届（別記第8号様式。次項において「完了届」という。）により市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定により完了届の提出があった場合は、その内容を確認するものとする。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、前条より事業が完了したとき（事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、事業の成果を記載した富里市農地利用効率化等支援交付金実績報告書（別記第9号様式。次項及び第3項において「実績報告書」という。）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 交付決定者は、実績報告書を提出するに当たり、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを交付決定額から減額して提出しなければならない。

3 交付決定者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した交付決定者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）について、速やかに市長に報告するとともに、規則第21条の規定によりこれを返還しなければならない。

（交付金の額の確定）

第11条 市長は、前条の報告を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付金の額を確定し、富里市農地利用効率化等支援交付金交付額確定通知書（別記第10号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（交付の請求）

第12条 前条の通知を受けた者が、交付金の交付を請求しようとするときは、富里市農地利用効率化等支援交付金交付請求書（別記第11号様式）を市長に提出しなければならない。

（概算払の請求）

第13条 交付決定者は、規則第19条の規定により交付金の全部又は一部を概算払により交付を受けようとするときは、富里市農地利用効率化等支援交付金概算払（前金払）交付請求書（別記第12号様式）を市長に提出しなければならない。

（暴力団密接関係者）

第14条 規則第20条第1項第3号の市長が定める者は、第3条第3項第2号又は第3号に該当する者とする。

（交付金の返還）

第15条 市長は、交付金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 規則及びこの要綱に違反したとき。
- (2) 当該目的以外の用途に使用したとき。

（帳簿及び書類の備付け）

第16条 交付決定者は、当該事業に関する帳簿及び書類を備え、当該支援事業の完了の日の属する年度の翌年度から整備施設等の処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間をいう。）までこれを整理し、保存しておかなければならない。

（財産の処分の制限）

第17条 交付決定者は、事業により取得し、又は効用の増加した財産を、市長

の承認を受けないで、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、交付金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別記

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

富里市長 様

申請者
住 所
氏 名

富里市農地利用効率化等支援交付金交付申請書

富里市農地利用効率化等支援交付金の交付を受けたいので、富里市農地利用効率化等支援交付金交付要綱第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 交付年度	年度
2 施行場所	
3 事業の目的	
4 交付申請額	
5 着手予定年月日	年 月 日
6 完了予定年月日	年 月 日
7 添付書類	<input type="checkbox"/> 事業に係る見積書 <input type="checkbox"/> その他市長が必要とする書類

指令第 号
年 月 日

様

富里市長



富里市農地利用効率化等支援交付金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった富里市農地利用効率化等支援交付金の交付について、次のとおり決定したので、富里市農地利用効率化等支援交付金交付要綱第5条の規定により、通知します。

1 交付年度	年度
2 交付額	円
3 交付条件	(1) 事業等の内容の変更又は事業等に要する経費の配分の変更をする場合においては市長の承認を受けること。 (2) 事業等を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。

備考

- 1 交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、この通知を受理した日から14日以内に申請の取下げをすることができますので、申請を取り下げる場合は、補助金等交付申請取下書を市長に提出してください。
- 2 交付金の全部又は一部を概算払若しくは前金払により交付を受けようとするときは、その都度、富里市農地利用効率化等支援交付金概算払（前金払）交付請求書（別記第12号様式）を市長に提出してください。

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

富里市長 様

申請者
住 所
氏 名

富里市農地利用効率化等支援交付金着工届

富里市農地利用効率化等支援交付金について、次のとおり着工しましたので、富里市農地利用効率化等支援交付金交付要綱第6条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 整備内容 (機械・施設等名)	
2 事業費 (円)	
3 施行場所	
4 着工年月日	
5 完了予定年月日	

備考 工程表等を必要に応じて添付すること。

年 月 日

富里市長 様

申請者
住 所
氏 名

富里市農地利用効率化等支援交付金交付決定前着工届

富里市農地利用効率化等支援交付金について、下記条件を了承の上、交付決定前に着工したいので、富里市農地利用効率化等支援交付金交付要綱第6条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 交付金の交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、自らが負担する。
- 2 交付金の交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付予定申請額に達しない場合においても、異議はない。
- 3 当該事業については、着工から交付金の交付決定を受ける期間内においては、計画変更を行わない。

整備内容	総事業費	着工予定 年月日	完了予定 年月日	交付決定前 着工の理由

年 月 日

富里市長 様

申請者
住 所
氏 名

富里市農地利用効率化等支援交付金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け指令第 号により交付決定のあった富里市農地利用効率化等支援交付金について、下記のとおり事業内容の変更（中止・廃止）承認を受けたいので、富里市農地利用効率化等支援交付金交付要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更（中止・廃止）の理由
- 3 添付書類
変更（中止・廃止）の内容が分かる書類

第6号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

富里市長

印

富里市農地利用効率化等支援交付金変更（中止・廃止）承認通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった富里市農地利用効率化等支援交付金について、次のとおり決定したので、富里市農地利用効率化等支援交付要綱第7条第2項の規定により、通知します。

1 交付年度	年度
2 変更交付金額	円
3 条 件	
4 指 示	

第7号様式（第8条関係）

年 月 日

富里市長 様

申請者
住 所
氏 名

富里市農地利用効率化等支援交付金遂行状況報告書

年 月 日付け指令第 号で交付決定のあった富里市農地利用効率化等支援交付金について、富里市農地利用効率化等支援交付金交付要綱第8条の規定により、遂行状況を次のとおり報告します。

事業の名称		富里市農地利用効率化等支援交付金		
計画事業費 A	出来高事業費 B	進捗度 B/A	残高事業費	摘要
(円)	(円)	%	(円)	
事業開始年月日	年 月 日			
事業完了(予定)年月日	年 月 日			
備考				

第 8 号様式（第 9 条関係）

年 月 日

富里市長 様

申請者
住 所
氏 名

富里市農地利用効率化等支援交付金完了届

富里市農地利用効率化等支援交付金について、次のとおり工事が完了しましたので、富里市農地利用効率化等支援交付金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により、届け出ます。

整備内容（機械・施設等名）	
事業費（円）	
施行場所	
着工年月日	
関係法令検査年月日	
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
完了年月日	年 月 日
引渡し年月日（又は予定日）	年 月 日

第9号様式（第10条関係）

年 月 日

富里市長 様

申請者
住 所
氏 名

富里市農地利用効率化等支援交付金実績報告書

年 月 日付け指令第 号で交付決定のあった富里市農地利用効率化等支援交付金について、富里市農地利用効率化等支援交付金交付要綱第10条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり実績を報告します。

記

1 事業目的

2 事業実績

事業内容 (施設名、規模等)	工期		施工場所
	着工(契約)年月日	完了年月日	

事業費 (A) + (B) + (C)	経費の内訳			備考
	補助金(A)	交付対象者負担経費		
		融資(B)	自己資金(C)	
円	円	円	円	

3 事業完了年月日 年 月 日

4 添付書類

- (1) 事業に係る請求書、納品書及び領収書の写し
- (2) その他

第10号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

富里市長

印

富里市農地利用効率化等支援交付金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった富里市農地利用効率化等支援交付金について、次のとおり確定したので、富里市農地利用効率化等支援交付金交付要綱第11条の規定により、通知します。

1 交付年度	年度
2 交付確定額	円
3 条 件	
4 指 示	

第 1 1 号様式 (第 1 2 条関係)

年 月 日

富里市長 様

申請者

住 所

氏 名

⑩

富里市農地利用効率化等支援交付金交付請求書

富里市農地利用効率化等支援交付金交付要綱第 1 2 条の規定により、次のとおり請求します。

交 付 年 度	年度
交 付 確 定 額 ①	円
既 交 付 済 額 ②	年 月 日 円
	年 月 日 円
	年 月 日 円
	計 円
交 付 請 求 額 ① - ②	円

備考 既交付済額②には、概算払（前金払）を行った場合、交付年月日及び交付金額を記入すること。

【補助金等の振込先】

金 融 機 関 名	
口 座 種 別	
口 座 番 号	
(フリガナ) 口 座 名 義 人	

年 月 日

富里市長 様

申請者

住 所

氏 名

印

富里市農地利用効率化等支援交付金概算払（前金払）交付請求書

年 月 日付け指令第 号をもって交付決定のあった富里市農地利用効率化等支援交付金について、概算払（前金払）を受けたいので、富里市補助金等交付規則第 1 9 条第 2 項及び富里市農地利用効率化等支援交付金交付要綱第 1 3 条の規定により、次のとおり請求します。

交 付 年 度	年度
交 付 決 定 額 ①	円
既 交 付 済 額 ②	年 月 日 円
	年 月 日 円
	年 月 日 円
	計 円
今 回 請 求 額 ③	
交 付 決 定 額 ① - ② - ③	円

備考 既交付済額には、既に概算払（前金払）を行っている場合、その交付年月日及び交付金額を記入すること。

【補助金等の振込先】

金 融 機 関 名	
口 座 種 別	
口 座 番 号	
(フリガナ) 口 座 名 義 人	